岡山市国民健康保険ICTを活用した特定保健指導業務委託(単価契約) 契約書(案)

岡山市国民健康保険ICTを活用した特定保健指導(以下「オンライン保健指導」と う。)について、岡山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲及び乙は、オンライン保健指導にかかる業務について、信義に従い、誠実 に履行するものとする。

(周知徹底)

第2条 乙は、この契約に関する事項について、乙の会員に周知徹底を図るとともに、 その内容について同意を得るものとする。

(業務)

第3条 第1条に掲げる業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)」に基づき、特定保健指導一覧表(別紙、以下「一覧表」という。)及び仕様書のとおりとする。

(対象者)

第4条 オンライン保健指導の対象者は、令和7年3月31日現在、年齢が40歳以上74歳以下の者で、かつ特定健康診査の結果により動機付け支援又は積極的支援の対象と判定された岡山市国民健康保険被保険者とする。

(契約期間)

第5条 この契約の有効期間は、契約日から令和7年3月31日までとする。

(手数料)

- 第6条 乙が、仕様書に定める動機付け支援又は積極的支援を実施した場合、甲は、各支援1件につき、動機付け支援にあっては別表1に掲げる支払条件に応じて、また積極的支援にあっては、別表2に掲げる支払条件及び区分に応じて、それぞれの表の手数料の欄に掲げる金額を支払うものとする。
 - 2 積極的支援にかかる3か月以上の継続的な支援(以下「継続的支援」という。) の期間中に、被保険者資格の喪失により利用が停止され、あるいは利用者の中途 脱落により利用が終了したときは、別表3に掲げる支払条件及び区分に応じ、継 続的支援の基準ポイント数180ポイントに対する実施済みポイント数の割合に、 継続的支援相当額の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を、既に実施したオンライン保健指導にかかる費用として支払うものとする。なお、基準ポイント数に対す る実施済みポイント数の割合により、支払額に1円未満の端数が生じる場合は、 四捨五入して算出する。

- 3 乙は、行動計画を策定する初回時面接(以下「初回時面接」という。)終了後 及び行動計画策定日から3か月以上経過後に行う実績評価(以下「実績評価」と いう。)終了後、並びに継続的支援期間中の利用の中断が確定しポイント精算を 終了した後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前2項の規定により算 定した金額(以下「請求額」という。)を岡山県国民健康保険団体連合会(以下 「国保連合会」という。)に請求するものとする。
- 4 前項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(国保連合会の使用にかかる電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と乙の使用にかかる電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(フレキシブルディスク又は光ディスク)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日(以下「土曜日等」という。)に当たる場合は5日の翌日とし、5日の翌日が土曜日等の場合は直後の土曜日等でない日を期限とする。
- 5 第3項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の 使用にかかる電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに、また 電子媒体による請求の場合は、当該電子媒体の提出があったときに、国保連合会 に到達したものとみなす。

(受診者の自己負担)

第7条 乙が受診者から受け取る自己負担額の上限額は、オンライン保健指導のうち 積極的支援1件につき、別表2に掲げる支払条件及び区分に応じ、同表自己負担額 の欄に掲げる金額とする。

(手数料の支払い)

第8条 甲及び国保連合会は、乙から第6条に規定する請求があった場合は、その請求にかかる電子データの内容を点検するものとする。その点検の結果適当と認められたときは、甲は、乙に国保連合会を通じて、第6条第5項に定める電子データが到達した月の翌月末日(電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。)を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、請求額を支払うものとする。

(返戻及び過誤調整)

- 第9条 甲及び国保連合会が請求にかかる電子データを点検した結果、過誤その他疑義があることを認めたときは、甲は、国保連合会を通じ乙に当該電子データの返戻を行うものとする。このときに甲から乙に対し既に支払われた手数料がある場合、甲は乙に対し、国保連合会を通じて返還請求をするものとする。この場合において、甲は、当該返還請求に係る債権と乙が甲に対して有する手数料に係る債権を、国保連合会を通じて相殺することができる。
 - 2 乙は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第4項の方法により請求を 行うことができる。

(決済についての取扱い)

- 第10条 乙が、岡山市国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)と岡山市国民健康保険特定保健指導利用券(以下「利用券」という。)の両方を確認せずに実施した場合は、乙の責任及び費用負担において実施した保健指導とみなし、甲から請求額は支払われないものとする。
 - 2 乙が、被保険者証と利用券の両方を確認した結果、特段の異状を認めずに保健 指導を実施したのちに、精巧な偽造等、乙の責めに帰さない事由が発覚した場合は、 甲の責任及び費用負担において実施したオンライン保健指導とみなし、甲は請求額 を国保連合会を通じて乙に支払うものとする。
 - 3 乙が、利用券に記載された内容と異なる業務を実施し、当該業務にかかる請求を行った場合は、乙の責任及び費用負担において実施した業務とみなし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、オンライン保健指導業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙が、オンライン保健指導の実施に先立って公表する保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において、協力機関にオンライン保健指導の実施の一部を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第12条 乙は、オンライン保健指導業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

- 第13条 乙の業務の実施による事故、又はその業務に起因し生じた事故並びに損害については、乙がその責任と負担において処理に当たるものとする。
 - 2 前項の場合において、乙に故意又は重過失のない限り、その責任と負担について甲及び乙と協議するものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 乙が当該業務を実施するに当たっては、オンライン保健指導の記録の漏えいを防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(令和5年3月一部改正 個人情報保護委員会 厚生労働省)及び個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。
 - 2 甲、乙は別に「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を作成し、甲、 乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

(指導過程における各種記録簿等の提出)

第15条 乙は、第6条第4項に定める電子データの他、支援計画及び実施報告書等、

指導過程における各種記録類やワークシート類等(本条において「指導過程における各種記録簿等」という。)を適宜作成し、甲が乙に提出を求めた場合は、電子データ又は紙媒体により、直接甲に送付するものとする。

(業務等の調査等)

- 第16条 甲は、「運営についての重要事項に関する規程の概要」にかかる乙の公表内 容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況 等を照会し、調査及び報告を求めることができる。
 - 2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

- 第18条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。
 - 2 前項に関わらず、甲は、第16条の照会結果等から、保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」にかかる乙の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協議)

第19条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、 各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者(甲) 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市 市 岡山市長 大森雅夫

受託者(乙)

オンライン保健指導一覧表

		内 容 等
動機付け 支援	初回時面接	・原則1回の面接による支援とし、30分以上 ・行動計画を策定するほか、具体的な内容は仕様書で定 める。
	実績評価	面接により実施する。
	初回時面接	・ 原則1回の面接による支援とし、30 分以上 ・行動計画を策定するほか、具体的な内容は仕様書で定 める。
積極的 支援	3か月以上 の継続的な 支援	 ・「標準的な健診・保健指導プログラム」に定めるポイント数が180ポイント以上とする。 ・形態は、面接、電話、電子メール等のいずれか、もしくは組み合わせて行う。 ・進捗状況に関する評価として、取組内容等についての評価を行い、必要があると認める場合は、行動目標・行動計画の再設定を行うこと(中間評価)。 ・毎月1回以上の支援(中間評価を含む。)を3か月以上実施する。 ・運動又は食事の実践的な指導を必須とし、体験的な手法を取り入れることとする。具体的な内容は仕様書で定める。
	実績評価	・面接により実施する。・継続的な支援の最終回と一体のものとして実施しても構わない。

別表 1

動機付け支援

支払条	委託料(税込)	
よいこ ハル原性道	初回時面接の終了	円
オンライン保健指導	実績評価の終了	円
計	円	

別表 2

積極的支援

支払条	委託料(税込)	
よいラクルは地道	初回時面接の終了	円
オンライン保健指導	実績評価の終了	円
計	円	

別表 3

継続的支援相当額

支払条件	委託料(税込)
オンライン保健指導	円